

東京都知事 殿

誓 約 書

私は、東京都若者世代職場定着促進助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。（□欄に☑チェックしてください。）

- ☐ 対象労働者については、正規雇用労働者として採用（非正規雇用労働者として採用し6か月未満で正規転換した場合を含む）していることを誓約します。
- ☐ 労働条件については、長期雇用を前提とした待遇を適用していることを誓約します。
- ☐ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間、当該雇入れに係る事業所で雇用する労働者を、当該労働者の責めに帰す理由による場合や天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった場合を除き解雇等事業主の都合で離職させていないことを誓約します。
- ☐ 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がないことを誓約します。
- ☐ 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の地域別最低賃金額を上回っていることを誓約します。
- ☐ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていることを誓約します。
- ☐ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないことを誓約します。
- ☐ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定めた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であることを誓約します。
- ☐ 交付申請日の前日から起算して、過去6か月の時間外労働の平均が月80時間を超える労働者がいないことを誓約します。
- ☐ 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、労働基準法に定める時間外労働の上限規制を順守していることを誓約します。
- ＊原則として、時間外労働は月45時間以内、年360時間以内。臨時的な特別な事情がある場合は、時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間（年6か月まで）、時間外労働が年720時間以内（ただし、いずれも特別条項付きの36協定締結が必要）。
- ☐ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていることを誓約します。
- ☐ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないことを誓約します。
- ☐ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していることを誓約します。
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
- ＊ 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- ☐ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、東京都が警視庁に照会することに同意します。
- ＊ この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ☐ 本助成金の申請に当たって提出する書類はすべて、虚偽がないことを誓約します。
- ☐ 本助成金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ないことを誓約します。
- ☐ 東京都から現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。

令和 年 月 日

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。

助成金交付後に発覚した場合は助成金を全額返還します。

事業主の所在地

事業主の名称

代表者役職・氏名